

各所属所長 様

一般財団法人愛媛県教職員互助会

理事長 仙波 純子

(公印省略)

「一般財団法人愛媛県教職員互助会運営規則」の一部改正について

令和 4 年 9 月 2 8 日開催（書面決議）の理事会で「一般財団法人愛媛県教職員互助会運営規則」の一部改正が決議され下記の事項が改正となりましたので、御周知の程よろしく申し上げます。

記

- 1 改正事項 公立学校共済組合において、令和 4 年 1 0 月 1 日から育児休業期間中の掛金の免除の取扱いが変更されるに伴い、当財団においても同様に、掛金免除の取扱いを変更するもの。
- 2 適 用 現在、月末時点で育児休業等を取得している場合、その月の掛金が免除対象となっているが、これに加えて月末時点で復職していても、その月内で、14 日以上の育児休業等を取得していれば、免除の対象となる。
- 3 施 行 令和 4 年 1 0 月 1 日

○一般財団法人愛媛県教職員互助会運営規則抜粋

(掛金の納入)

第 1 1 条 省略

2 省略

3 第 1 項の規定にかかわらず、育児休業中の者は、届出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金の納入を要しない(育児休業を開始した日の属する月とその育児休業が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、その月における育児休業の日数が 14 日以上である場合もまた同じ。)。

4 省略